

大阪市 不妊に悩む方への特定治療支援事業
不妊治療費助成制度の拡充のお知らせ

大阪市は、医療保険が適用されず、高額な医療費を要する特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けられた方を対象に、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。このたび、国において現行の不妊治療に対する助成措置を大幅に拡充されることから、本市においても同様の助成内容に拡充することとし、令和3年2月26日(金)から申請受付を開始します。

1. 拡充内容

拡充の対象は、令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療です。令和2年12月31日以前に終了した治療については、現行の助成内容となります。

● 拡充後(令和3年1月1日以降に治療が終了したもの)

主な対象者要件	助成内容
<ul style="list-style-type: none"> 所得制限なし 夫婦(事実婚含む) 妻の年齢が43歳未満 	【助成上限額】1回30万円 ※治療内容によっては1回10万円 【助成回数】治療開始日の妻の年齢が40歳未満：1子ごとに6回まで (40歳以上43歳未満：1子ごとに3回まで)

● 現行(令和2年12月31日以前に治療が終了したもの)

主な対象者要件	助成内容
<ul style="list-style-type: none"> 夫婦合算所得730万円未満 (ただし、令和2年10月1日以降に治療を開始したものは所得制限なし) 法律婚の夫婦 妻の年齢が43歳未満 	【助成上限額】1回15万円(初回の治療に限り30万円) ※治療内容によっては1回7.5万円 【助成回数】治療開始日の妻の年齢が40歳未満：通算6回まで (40歳以上43歳未満：通算3回まで)

※治療を開始した日は、採卵準備のための投薬を開始したとき。(もしくは、凍結胚移植を行うための投薬開始日等)

※治療を終了した日は、妊娠判定を行ったとき。(もしくは、医学的見地より医師の判断で治療を中断したとき)

2. 申請方法

(1) 必要書類

特定治療支援事業申請書及び特定治療支援事業受診等証明書(医療機関で作成)とあわせて、下記書類をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当までご提出ください。申請書様式は、現行のものを利用して差し支えありません。

- ① 大阪市内に住所を有する書類(住民票 ※発行日より3か月以内)
 - ② 夫婦であることを証明できる書類(戸籍抄本(通算1回目の申請のみ) ※発行日より3か月以内)
 - ③ 所得額を証明する書類(市民税・府民税証明書、市民税・府民税特別徴収額の通知書等)
※所得制限が撤廃されていても、令和3年3月31日までに終了した治療にかかる申請には所得証明が必要となります。
 - ④ 医療機関発行の領収書の原本
- ※ 助成回数をリセットする方は、助成を受けた後、出産に至った場合、住民票及び戸籍謄本、妊娠12週以降に死産に至った場合、死産届の写し等が必要です。
- ※ 事実婚関係の方は、両人の戸籍謄本、住民票、及び「事実婚関係に関する申立書(様式第14号)」が必要です。

(2) 申請期限

治療が終了した日の属する年度の翌年度4月末日

(ただし、助成内容の拡充に伴い、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した治療にかかる申請については、令和3年6月30日まで延長)

3. 問合せ先について

大阪市役所 子ども青少年局子育て支援部管理課(母子保健)
TEL: 06-6208-9966(直通)



※大阪市のホームページにおいても、詳細をお伝えしております。

大阪市 不妊治療

検索